

## 意見書

2022年 11月 21日

東京都

清水 くるみ

1. 私は、2017年から約1年半ストリップ劇場にて踊り子として働き、2018年より現在に至るまで派遣型風俗店のキャストとして働いている者です。また、女性向け風俗のいちユーザーでもあります。イベントでパフォーマンスをしたり、ラップの楽曲を発表したりするなどの方法で、性に対する自分の考えを表現する活動も行っています。性風俗事業を本質的に不健全とし、コロナ禍における支援（持続化給付金、家賃支援給付金）の対象から除外したことは、職業差別であると考え、意見書を提出させて頂きます。

2. 私は、幼いころから、同調圧力や偏見や差別を敏感に感じ取り、息苦しさや生きづらさ、怒りを感じていました。踊り子としてデビューする1年前に「断髪式」を行い、自分に一番似合う髪型だと感じていた坊主頭にしたのですが、そのことも、ジェンダーにとらわれず自分らしくありたいという想いの現われだったと思います。ストリップ劇場を含む性風俗関連特殊営業は「性を売り物にした営業」であるなどと言われますが、女性性の象徴でもある髪の毛をなくして活動する私は、踊り子としては異質な存在だったかもしれません。ただ、私にとっては、性をタブー視することなく、自分自身を開放することのできる、とても自由な場でした。

私がおこなっている演目一つに「耳なし芳一」があります。衣装を脱ぎながら、音楽に合わせて即興で踊り、美術家の女性が私の肌に筆で般若心経を書いていく80分のライブパフォーマンスです。私が坊主頭であり、そして、裸であるからこそ表現することができる独自の表現だと思っています。

3. 「性風俗関連特殊営業は、人間の本来的欲望に根差した享楽性・歓楽性を有する」と東京地裁の判決にあるように、性欲というものは、個人によって程度の差はあるものの、人間が本来的に有している欲望であると考えます。その欲望を金銭を介し満たすこと、満たされること、つまりサービスを提供することや消費することを性的なことだからと「不健全」で括るのではなく、「より理性的に欲求を解消する方法」として捉え、私はキャストとして働き、またサービスを利用しております。そう考える根拠としては、性風俗のサービスは金銭によって行為や内容を事前に決定することができ、お互いに望まない行為に至ることを防ぐことができるからです。キャストとしては店舗のシステムやサービス内容、報酬などに同意し、NG行為などを設定した上で働くことができます。利用客としては、

サービス内容を確認した上で自らの希望を伝え、性的な行為に及ぶことができます。金銭を介さず、事業としての取り決めが無い場合、性的な行為に範囲を設け、望まない行為をまったく防ぐというのはなかなか難しいことです。性風俗というのは、本来的にはこのような事業だと思うのですが、営業にあたって何かトラブルが起きたり、弱い立場の人が被害に遭うようなことがあれば、それは性風俗事業自体が「本質的に不健全」だから、「人間の本来的欲望に根差した享楽性・歓楽性を有する」ものだからということではなく、あらゆる差別感情や貧困、社会的なステigmaとそれの内面化、また小さなところだとコミュニケーション不足などが原因となり、絡み合って起こるものだと思います。

4. また、性風俗事業が公的な支援を受けられることにより、キャストが健全に働くことができる優良店が経営難や廃業に追い込まれるという可能性も高くなります。私も実際にコロナ禍で、働いていた風俗店の経営者が変わることを経験し、スタッフのお客様対応やキャストの扱いが粗悪になったり、サービス内容やシステムの改変がありお店を辞めました。コロナ禍という状況で給付金など支援の対象外とされたため、より多くの利益を出そうとすることで悪質店が増えたり、キャストなど働く人の労働環境が悪化することも考えられます。このような業種による差別はすべきではないと思います。
5. 私は、踊り子やセックスワーカーとして働き、多くのお客様と接するなかで、「性」とは単に本能的なものを超えて、人間の尊厳にかかわるものだと思うようになりました。だからこそ、性がタブー視されたり、性にまつわる職業が差別されたりすることに、強い憤りや怒りを覚えます。私は舞台や音楽を通じてさまざまな表現活動をしていますが、その原動力となっているのは、社会に対するこうした怒りなのです。
6. 以上の理由により、性風俗事業は「本質的に不健全」なものではなく、また、国が性風俗事業者を給付の対象外としたことと東京地裁の判決は職業差別的なものであると考えます。

以上